



答申第 859 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 1 日付け神都指第 588 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

開発許可申請管理システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 都市計画法に基づく開発許可に関する手続きを、開発許可申請管理システムを導入して、申請情報や地図情報をデータ化することは、市民からの問い合わせや相談などの迅速な対応が可能となり、また、各種検索や統計作成等の効率化が期待できることから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

開発許可申請に係る事務処理システムの導入における個人情報の
電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 859

【開発許可申請に係る事務処理システムに係る情報項目】

【(1) 開発事業審査申出書・大規模開発事業計画申出書】

- ・開発事業者（個人による申出書提出の場合がある）
- ・開発事業者住所（ " ）
- ・開発事業者電話番号（ " ）

(開発事業情報)

- ・開発事業区域
- ・開発事業区域面積
- ・事業の目的（自己の居住用・業務用・非自己用）
- ・都市計画区域及び用途地域
- ・予定建築物の用途
- ・計画人口及び戸数
- ・住宅の供給計画
- ・開発事業区域の選定に係る事項
(文化財が分布する地区，学校施設が著しく不足するおそれのある地区，土砂災害のおそれのある地区)
- ・設計者名
- ・設計者住所
- ・設計者電話番号
- ・工事施行者
- ・工事施行者住所
- ・工事施行者電話番号
- ・協議確認先
- ・その他必要事項
- ・所見
- ・位置情報
- ・申請番号

【(2) 開発行為許可申請書・開発事業承認申請書】

上記(1)に加えて次の通り

(開発事業情報)

- ・工事着手予定年月日
- ・工事完了予定年月日
- ・法第34条の該当号及び該当する理由
- ・手数料
- ・許可番号
- ・開発事業審査申出書の受付番号

【(3) 開発(変更)許可申請書・開発事業変更承認申請書】

上記(1)(2)に加えて次の通り

(開発事業情報)

- ・当初開発許可年月日・番号
- ・変更許可番号
- ・開発事業(変更)審査申出書の受付番号
- ・変更の理由